

証券コード 8975
(発信日) 2026年7月3日
(電子提供措置の開始日) 2026年7月3日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
いちごオフィスリート投資法人
執行役員 鍵山卓史

第16回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第16回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、**お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2026年7月24日（金曜日）午後6時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。**従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資法人現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人現行規約第15条)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、

(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

また、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第16回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のホームページ等にアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

本投資法人のホームページ

https://www.ichigo-office.co.jp/ir/general_meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のホームページにも掲載しておりますので、以下の東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（いちごオフィスリート投資法人）又は証券コード（8975）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」にある「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

1. 日 時：2026年7月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎電子提供措置事項または電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項または電子提供措置事項を記載した書面を修正する必要がある場合には、その旨、修正前および修正後の事項を
本投資法人のホームページ（<https://www.ichigo-office.co.jp/>）および
東証のホームページ（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 会計監査人の監査報酬の支払時期について、実際の監査手続の進捗状況に即したものとするため、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領後、2か月以内とするよう変更を行うものです。（変更案第28条関連）。

- ② 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（変更案第31条第5項関連）。

- ③ 2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです（変更案第34条第1項および第37条関連）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 28 条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>当該決算期後3か月以内に支払う。</u></p> <p>第 31 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.～4.（記載省略）</p> <p>5. 本投資法人は、不動産関連資産及び前項に規定する特定資産のほか、不動産関連資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>（1）～（10）（記載省略）</p> <p>（11）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p>	<p>第 28 条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領後、2か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>第 31 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.～4.（現行のとおり）</p> <p>5. 本投資法人は、不動産関連資産及び前項に規定する特定資産のほか、不動産関連資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>（1）～（10）（現行のとおり）</p> <p>（11）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(12) ~ (14) (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>第 34 条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (9) (記載省略)</p> <p>(10) その他 前各号に定めがない場合は、投信法、一般社団法人投資信託協会（以下「<u>投信協会</u>」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ~ 3. (記載省略)</p>	<p>(12) ~ (14) (現行のとおり)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>第 34 条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の通りとする。</p> <p>(1) ~ (9) (現行のとおり)</p> <p>(10) その他 前各号に定めがない場合は、投信法、一般社団法人<u>資産運用業協会</u>（以下「<u>資産運用業協会</u>」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ~ 3. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="199 295 662 331">第 37 条（金銭の分配の方針）</p> <p data-bbox="199 398 786 481">本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p data-bbox="252 548 523 584">（1）（記載省略）</p> <p data-bbox="252 651 715 687">（2）利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人が適切と判断した場合又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合には、<u>投信協会</u>の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさないときは、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができる。</p> <p data-bbox="252 1563 662 1599">（3）～（4）（記載省略）</p> <p data-bbox="252 1666 544 1702">（5）<u>投信協会</u>規則 本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>	<p data-bbox="812 295 1275 331">第 37 条（金銭の分配の方針）</p> <p data-bbox="812 398 1398 481">本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p data-bbox="865 548 1200 584">（1）（現行のとおり）</p> <p data-bbox="865 651 1327 687">（2）利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人が適切と判断した場合又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合には、<u>資産運用業協会</u>の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさないときは、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができる。</p> <p data-bbox="865 1563 1339 1599">（3）～（4）（現行のとおり）</p> <p data-bbox="865 1666 1257 1702">（5）<u>資産運用業協会</u>規則 本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用業協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である鍵山卓史は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人現行規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

なお、本議案は、2026年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職
かぎ やま たか ふみ 鍵 山 卓 史 (1956年4月17日)	1981年12月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー
	1984年8月 カリフォルニア州公認会計士
	1985年6月 株式会社熊谷組 北米支店
	1990年5月 ベアリング証券会社 東京支店
	1994年6月 リーマン・ブラザーズ証券会社 東京支店
	1996年5月 D.E.ショー証券会社 東京支店
	1998年6月 モルガン・スタンレー証券会社 東京支店
	チーフ・オペレーティング・オフィサー
	2001年1月 同社 マネージング・ディレクター
	2003年1月 同社 株式統括本部営業部門長
	2005年10月 同社 株式統括本部長
	2006年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 代表取締役
	2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (出向) 執行役員 業務本部副本部長 (特命担当)
	2011年4月 同社 (出向) 執行役員 業務運営本部・営業本部・法人本部副総括 (特命担当)
2020年4月 同社 出向解除	
2021年8月 UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 監査役 (非常勤)	
2023年6月 本投資法人 執行役員 (現任)	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である市場典子および丸尾友二は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人現行規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
1	まる お ゆう じ 丸 尾 友 二 (1971年8月21日)	1994年4月	株式会社フジタ
		2002年10月	株式会社明豊エンタープライズ
		2006年8月	同社 執行役員 シェルゼ第1事業部長
		2007年4月	同社 執行役員 シェルゼ事業本部副本部長 兼 シェルゼ第1事業部長
		2007年8月	同社 常務執行役員 シェルゼ事業本部副本部長 兼 シェルゼ事業部長
		2008年8月	同社 執行役員 シェルゼ事業部長
		2008年10月	同社 取締役執行役員 シェルゼ事業部長
		2009年2月	同社 取締役執行役員 シェルゼ事業部長 兼 シェルゼ販売事業部長
		2009年11月	同社 取締役執行役員 営業本部長 兼 事業開発部長
		2010年11月	同社 取締役常務執行役員 営業本部長 兼 事業開発部長
		2012年3月	株式会社サンクレール 執行役員
		2013年7月	同社 専務取締役
		2014年2月	株式会社エクイティ・パートナーズ 代表取締役 (現任)
		2018年6月	株式会社サンクレール 代表取締役 (現任)
2023年6月	本投資法人 監督役員 (現任)		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
2	橋本 古都 (1987年10月15日)	2014年2月 2017年11月 2019年5月 2019年9月	EY新日本有限責任監査法人 日本クレアス税理士法人 株式会社AGSコンサルティング（現任） 公認会計士登録

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者のうち丸尾友二は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
4. 上記監督役員候補者のうち橋本古都につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は粕谷古都です。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者のうち丸尾友二は、現在、本投資法人の監督役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。また、上記監督役員候補者のうち橋本古都も、選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者になる予定です。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2026年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
ちば けいすけ 千葉 恵介 (1979年9月10日)	2006年10月	弁護士登録（東京弁護士会） 渥美総合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
	2010年1月	三井物産株式会社 法務部出向
	2014年9月	弁護士法人はくと総合法律事務所
	2016年5月	同事務所 パートナー（現任）
	2019年12月	株式会社省電舎ホールディングス（現株式会社SDSホールディングス）取締役 株式会社省電舎 取締役
	2023年5月	本投資法人 執行役員
	2023年7月	株式会社ビジョナリーホールディングス 取締役監査等委員

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
きた なが ひさ 北 永 久 (1984年4月15日)	2012年12月	弁護士登録(東京弁護士会)
	2013年1月	弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所
	2015年4月	弁護士法人パートナーズ法律事務所
	2018年1月	永久法律事務所 代表
	2020年1月	虎ノ門第一法律事務所 パートナー(現任)

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料(投資主代表訴訟特約を含む)は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

また、本投資法人現行規約同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第15条第3項が適用される第2号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、2026年6月17日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ
東京都港区新橋一丁目2番6号
TEL 03-3501-4411 (代表)



- ・JR「新橋駅」北改札より日比谷口（SL広場側） 徒歩約2分
- ・JR・東京メトロ銀座線「新橋駅」7番出口または内幸町地下歩道（段差有）より直結 徒歩約2分
※エレベーターは、4番出口付近にあります。
- ・都営三田線「内幸町駅」A2出口 徒歩約3分
※エレベーターは、A4b出口付近にあります。
- ・都営地下鉄浅草線・ゆりかもめ「新橋駅」 徒歩約5分

<ご来場される投資主様へのお願い>

ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちの投資主様の介助のため同行された方は、1名に限り一緒にご入場が可能です。当日受付にお申し出ください。

ただし、介助者が議決権を行使したり、質問をすることはできませんので、ご了承ください。

